

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 特別徴収関係書綴

目 次

- 特別徴収事務のあらまし……………(1)～(2)
- 異動届出書の書き方……………(3)～(6)
- 異動届出書(提出用)……………(7)
- 普通徴収から特別徴収への切替申請書……………(8)
- 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例の承認申請書……………(9)～(10)
- 特別徴収義務者の名称・所在地変更届出書……………(11)
- 退職手当等に係る特別徴収税額納入内訳書……………(12)～(13)
- 市民税・県民税納入申告書(個人事業主用)/郵便局指定通知書……………(14)
- 納期限・納入場所(取扱金融機関等)……………(15)
- 個人住民税の特別徴収一斉指定について……………(16)

- ◎ 各人の納付額(月割額)を毎月の給与支払いの際に徴収し、翌月10日までに納入してください。
- ◎ 退職・転勤等の異動があった場合は、早急に異動届出書の提出をお願いいたします。(異動届出書には、必ず指定番号、個人番号及び法人番号を記入してください。)



市民の花〈ツツジ〉

伊丹市 市民税課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地
TEL : 072-784-8022 (直通)
FAX : 072-784-8029

特別徴収事務のあらまし

1 給与等にかかる特別徴収税額の納税者からの徴収

特別徴収していただく税額は、特別徴収税額の個人別明細書に記載されている税額で、令和8年6月から令和9年5月までの12回に分けて納税者の方に給与を支払われる際に、徴収していただくことになっています(分割金額に100円未満の端数があるときは、6月分に上乗せします)。ただし、特別徴収税額が5,800円以下の納税者の方については、6月に支払われる給与で全額を徴収していただくことになっています。

2 特別徴収税額の納入

(1) 納期限

納期限は、納付額(月割額)を徴収した翌月10日まで(この日が日曜日又は祝日のときはその翌日、又は、この日が土曜日に該当するときは原則としてその翌々日)になっています。

市民税・県民税・森林環境税(特別徴収) 納期限

徴収月	納期限	徴収月	納期限
令和8年6月分	令和8年7/10	令和8年12月分	令和9年1/12
7月分	8/10	令和9年1月分	2/10
8月分	9/10	2月分	3/10
9月分	10/13	3月分	4/12
10月分	11/10	4月分	5/10
11月分	12/10	5月分	6/10

(2) 納入方法

各納税者から徴収された納付額(月割額)の合計額を、納入してください。なお、領収証書は5年間(退職所得に係る納入書(兼領収証書)は7年間)保存してください。

(3) 納入場所

納入場所は15ページをご覧ください。

(4) 期限後納入

特別徴収義務者が納期限までに、特別徴収した税額を納入されない場合は、納期限から一定期間経過後に督促状が発されます。また、延滞金を負担していただくこととなりますのでご注意ください。

《督促手数料》

令和8年4月1日以降に発する督促状に係る手数料が廃止となります。ただし、令和8年3月31日以前に発した督促状に係る手数料は、納付が必要です。

《延滞金について》

納期限までに完納されない場合には、その納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又は税額的全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に*年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいう。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては、当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とする。)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(算出した延滞金の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)が加算されます。*年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

《滞納処分》

督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

(5) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に所得額や控除額に変更があるなどの事由でその税額を変更する場合は、「特別徴収税額の変更通知書」により通知しますので、この場合は上記通知書によって以後の納付額(月割額)を徴収のうえ納入してください。

(6) 納期の特例(詳細は10ページをご覧ください。)

従業員が常時10名未満である場合に限り、事業主(事業所)の申請により、市長の承認を受けた場合には、特別徴収税額の年12回の納期を年2回とする制度があります。申請する場合は9ページの申請書を記入し、市民税課に提出してください。

3 納税者が就職などで特別徴収を開始したいときの手続き

納税者の納付方法を普通徴収(個人納付)から特別徴収(給与天引き)へ変更する場合は、8ページの「普通徴収から特別徴収への切替申請書」を市民税課に提出してください。年度途中でも特別徴収に切り替えることができます。

ただし、申請書を受理した時点で納期限が過ぎている普通徴収分や過年度分は、特別徴収に切り替えできませんのでご注意ください。

4 納税者が退職又は転勤などで異動されたときの手続き

納税者への給与の支払がなくなる場合は、退職又は転勤などをした月の翌月10日までに「給与所得者異動届出書」を納税者ごとに記入し、市民税課に提出してください。記入の方法は3～6ページに、提出用の届出書は7ページにあります。

異動後の未徴収税額の徴収方法については、転勤先で徴収する特別徴収継続、最後に支払われる給与又は退職金から全額徴収し納入する一括徴収^(注)、伊丹市から納税者へ通知し本人が直接納付する普通徴収より選択し、異動届出書に記入してください。ただし、次の①から③に該当する納税者については、一括徴収としていただくようご協力をお願いいたします。

- ① 退職の日が令和8年6月1日から12月31日までの間であり、残税額を超える退職金などが令和9年5月31日までに支給され、かつ、納税者本人から申出があったとき。
- ② 退職の日が令和9年1月1日から4月30日までの間であり、残税額を超える退職金などが令和9年5月31日までに支給されるとき。この場合、納税者本人の申し出は必要ありません。
- ③ 給与所得者本人が国外に出国するとき。この場合、一括徴収が不可能であれば、別途納税管理人の届出が必要となります。
(注) 一括徴収の納入方法については、他の納税者の特別徴収税額と合計して、納入書により納めてください。なお、納入書の金額欄には「給与分」と「退職所得分」の2つの欄がありますが、退職金などからの一括徴収であっても「給与分」の欄へ記載してください。

5 退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の特別徴収について

市民税・県民税は、所得の発生した翌年度に課税されますが、退職所得（退職手当、一時恩給、その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与のこと。以下「退職手当等」といいます。）の課税については、所得税と同様に、他の所得と分離して、退職手当等の支払われる月に特別徴収していただくようになっています。このように、特別徴収される退職所得に対する個人の市民税・県民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

(1) 分離課税に係る所得割の納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在に、伊丹市に住所を有し、退職手当等の支払を受ける人です。ただし、1月1日現在で生活保護法の規定による生活扶助を受けている人は除かれます。

(2) 分離課税に係る所得割の計算

その年中の退職手当等の収入金額から、退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額に、市民税及び県民税の税率を乗じて算出した金額の合計額が分離課税に係る所得割額です。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の} \\ \hline \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline \text{(計算方法は13ページ参照)} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{1}{2} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{の金額} \\ \hline \end{array}$$

- ※ 退職所得の金額は1,000円未満の端数を切り捨てます。
- ※ 役員等で勤続年数が5年以下である人が受け取る退職手当等については、上記計算式の1/2計算の適用はありません。
- ※ 役員等以外で勤続年数が5年以下である人が受け取る退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分の上記計算式の1/2計算の適用はありません。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得} \\ \hline \text{の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \text{市民税 6\%} \\ \hline \text{県民税 4\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{徴収し、納入していただく分離課税に係る市民税・} \\ \hline \text{県民税の所得割額} \\ \hline \end{array}$$

※ 徴収し、納入していただく分離課税に係る市民税・県民税の所得割額は、100円未満の端数を切り捨てます。

<特定役員>

役員等勤続年数が5年以下である人をいいます。

役員等とは、次の①から③に該当する人をいいます。

- ① 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定のもの
- ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

<特定役員退職手当等>

特定役員である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。また、特定役員退職手当等に係る勤続期間を「特定役員等勤続期間」といいます。

<短期退職手当>

短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。また、短期退職手当等に係る勤続期間を「短期勤続期間」といいます。

<一般退職手当>

特定役員退職手当等および短期退職手当等に該当しない退職手当等をいいます。また、一般退職手当等に係る勤続期間を「一般勤続期間」といいます。

(3) 分離課税に係る所得割の納入手続

退職手当等の支払者は、退職所得に係る市民税・県民税を退職手当等の支払を受ける人がその支払を受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在に住所を有した市町村へ、その税額を徴収した月の翌月10日までに納入してください。

なお、伊丹市への納入に際しては、納入書の「退職所得分」の欄へ税額を記載し、支払者が法人の場合は、納入書裏面の納入申告書に必要事項を記載してください。支払者が個人事業主の場合は、納入書裏面の納入申告書には記載せずに、14ページの(個人事業主用)納入申告書に個人番号を含めて必要事項を記載し、郵送等により伊丹市へ提出してください。

(4) 退職所得の特別徴収票について

令和7年度税制改正により令和8年1月1日以降に支払われる退職手当等について、すべての受給者に対して退職所得の特別徴収票を提出することが義務付けられましたが、令和8年度税制改正により当分の間、提出を省略することが可能となっています。特別徴収票を提出省略とされる場合は、退職手当等に係る市民税・県民税特別徴収税額納入内訳書をご提出ください。

(注)「退職所得の特別徴収票」は所得税の「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」と同一様式ですので、様式等については、国税庁ホームページ「「手続名」退職所得の源泉徴収票(同合計表)」をご確認ください。

異動届出書の書き方

記入例は、4～6ページにあります。

指定番号欄には伊丹市から通知した7・8年度の指定番号を年度ごとに記入してください。

受付印 8 伊丹市長宛 令和 年 月 日 提出		給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号		7年度 指定番号 8年度 指定番号			
		所在地 支払名称 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)		担当氏名 電話番号 内線		異動年月日 令和 年 月 日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 1.退職 2.転勤 3.休職・長欠 4.死亡 5.支払少額・不定期 6.合併・解散 7.その他 7.その他の理由を右欄へ記入		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	
フリガナ 氏名 生年月日 元号 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年 月 日 個人番号 住所 1月1日現在 異動後		新姓 (ア) 特別徴収税額(年税額) 円		(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 月分から 月分まで 円		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 月分から 月分まで 円		番号を記入 7.その他の理由を右欄へ記入		番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。
 (1月31日が土曜日・日曜日の場合は、翌年の1月30日が提出期限となります。)

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地 フリガナ 氏名		特別徴収指定番号 法人番号		担当氏名 電話番号		新しい勤務先へは、 月額額 円 を 月分 (翌10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月額額をお伝えください。		受給者番号 納入書の要否 (新集の場合のみ記載)		番号の記入 ① 必要 ② 不要	
--	--	------------------	--	--------------	--	---	--	--------------------------------	--	--------------------	--

② 一括徴収の場合(未徴収税を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 3.給与所得者本人が国外へ出国するため。		徴収予定額 (ウ)と同額 円 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。	
---	--	---	--	-----------------------------------	--

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～5月31日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。	
--	--

必ずいずれかの番号を記入してください。

新たに給与等の支払をする事務所事業所の名称と所在地を記入してください。

伊丹市から通知した年税額を記入してください。

すでに徴収した月分と税額を記入してください。

未徴収の月分と税額を記入してください。(一括徴収分含む)

異動事由が発生した年月日を記入してください。

転勤、退職、死亡等の番号を記入してください。なお、その他の事由による場合は7の理由欄も記入してください。

新勤務先へ連絡した旨を記入してください。

一括徴収する税額を何月分で納入するかを記入してください。

記入例①(転勤の場合)

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収

受付印 8 伊丹市長宛 令和 8 年 9 月 30 日 提出		所在 千 664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地 伊丹株式会社 個人番号又は法人番号 (右端までご記入ください) 9999999999999999	課税 氏名 昆陽和子 担当 氏名 電話番号 072-123-0x△△ 内線 〇x△△	整理番号 7 年度 指定番号 8 年度 指定番号 0009876543
給与 フリガナ イタミ ハジメ 氏名 伊丹 一 生年月日 元号 4 1 明治 2 大正 2 年 1 月 1 日 個人番号 1 住所 1月1日現在 伊丹市中央〇-△-□ 異動後	新 姓 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 283,700 円 (イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分 9 月分 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10 月分 5 月分 188,800 円 異動年月日 令和 8 年 9 月 30 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 2 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 7. その他の理由を右欄へ記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 1 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	

※上記税額等は記入例です。実際の徴収月や徴収税額を記入してください。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合は、実際の徴収月や徴収税額を記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在 千 664-0851 兵庫県伊丹市中央〇-△-□ フリガナ センゾ ショウジ カブシキガイシャ 氏名 千僧商事株式会社 法人番号 5555555555555555 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	特別徴収指定番号 0009888888 氏名 千僧太郎 担当 氏名 電話 072-345-0x△△	新しい勤務先へは、 月割額 23,600 円 を 10 月分 (翌10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (届出の場合のみ記入) 番号の記入 ① 必要 ② 不要
---	---	---

② 一括徴収の場合 (未徴収税を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 3. 給与所得者本人が国外に出国するため。	徴収予定額 (ウ)と同額)を右欄に記入 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌10日納期限) で納入します。
--	---

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～5月31日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額 (ウ) を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。

[注意事項等]

- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌10日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください。
- 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。
- 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、可能な限り一括徴収として下さい。普通徴収の場合は別途納税管理人の届出が必要となります。
- 毎月10日までに受理した異動届出書を反映させた税額変更通知書等をその月の下旬に送付します。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。(1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第一月曜日が提出期限となります。)

記入例②(退職で一括徴収する場合)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印 8 伊丹市長宛 令和 9 年 3 月 1 日 提出		所在地 〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地 伊丹株式会社 個人番号又は法人番号 (右端までご記入ください) 9999999999999999		整理番号 人事課給与係 昆陽知子 072-123-0x△ 〇x△ 7年度 指定番号 8年度 指定番号 0009876543	
フリガナ イタミ ハジメ 氏名 伊丹 一 生年月日 元号 4 1 明治 2 大正 2 昭和 4 平成 2 年 1 月 1 日 個人番号 1 住所 伊丹市中央〇-△-□		特別徴収税額 (年税額) (ア) 147,700 (イ) 徴収済税額 6 月分 110,800 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 3 月分 36,900 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 2 月分まで 5 月分まで		異動年月日 令和 9 年 2 月 25 日 異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 7.その他の理由を右欄へ記入	
給与所得者 住所 伊丹市中央〇-△-□		徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	

※上記税額等は記入例です。
 実際の徴収月や徴収税額を記入してください。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合は記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地 フリガナ 氏名	特別徴収指定番号 法人番号	担当者 氏名 電話	新しい勤務先へは、 月額額 [] 円 を [] 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月額額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (届出の場合のみ記入)
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。			番号の記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合 (未徴収税を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 ②	1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 3.給与所得者本人が国外に出国するため。	徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入 36,900 円	左記の一括徴収した税額は、 2 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
------------	--	----------------------------------	---------------------------------------

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 []	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～5月31日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。
--------------	---

【注意事項等】

- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください。
- 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。
- 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、可能な限り一括徴収として下さい。普通徴収の場合は別途納税管理人の届出が必要となります。
- 毎月10日までに受理した異動届出書を反映させた税額変更通知書等をその月の下旬に送付します。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の一月一日から一月三十日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。(一月三十一日が土曜日・日曜日の場合は、二月第一月曜日が提出期限とさせていただきます。)

記入例③(退職で一括徴収しない場合)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

受付印 8 伊丹市長宛 令和 8 年 9 月 24 日 提出		所在地 〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番地 伊丹株式会社 個人番号又は法人番号 9999999999999999	課税関係 人事課給与係 昆陽知子 072-123-0x△□ 〇x△□	担当者 氏名 電話番号 内線	整理番号 7 年度 指定番号 8 年度 指定番号 0009876543	
給与 フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 住所 伊丹市中央〇-△-□	新 姓 特別徴収税額 (年税額) 187,800 円	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 6 月分から 10 月分から 9 月分まで 5 月分まで	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 124,800 円	異動年月日 令和 8 年 9 月 15 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 7.その他の理由を右欄へ記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)

※上記税額等は記入例です。実際の徴収月や徴収税額を記入してください。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合は、翌年の1月31日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者) 所在地 〒 フリガナ 氏名	特別徴収指定番号 担当者 氏名 電話番号	新しい勤務先へは、 月額額 円 を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月額額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (新集の場合のみ記入) 番号の記入 ① 必要 ② 不要
法人番号	※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。	

② 一括徴収の場合 (未徴収税を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 3.給与所得者本人が国外に出国するため。	徴収予定額 (ウ)と同額) (ウ)を右欄に記入	円 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限)で納入します。
---	-------------------------------	--

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 1 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1.異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日~5月31日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。	
---	--

【注意事項等】

- この届出書は給与支払報告に係る給与所得者異動届出書と特別徴収に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までにそれぞれ関係市町村へ提出してください。
- 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。
- 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、可能な限り一括徴収として下さい。普通徴収の場合は別途納税管理人の届出が必要となります。
- 毎月10日までに受理した異動届出書を反映させた税額変更通知書等をその月の下旬に送付します。

※退職者については、この異動届出書とは別に、翌年の1月31日までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)の提出が必要です。
(1月31日)が土曜日・日曜日の場合は、2月第一月曜日が提出期限となります。

普通徴収から特別徴収への切替申請書

(あて先) 伊丹市長宛 年 月 日 提出		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	〒	整理番号		特別徴収義務者 指 定 番 号	
			所在地 (住所)	納入書の要否 (新規の場合のみ記入)		番号の記入 ① 必要 ② 不要	
			フリガナ	担当者		係名	
			名 称 (氏名)			氏名	
個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)			電話番号				

給 与 所 得 者	フリガナ		新 姓		現 住 所	
	氏 名				1月1日現在の 住 所 ※現住所と同じ場合は同上と記入してください。	
	生年月日	元号	1. 明治 2. 大正 ← 3. 昭和 4. 平成	年		
	個人番号				受給者番号	

<input type="checkbox"/> 期分までは本人が普通徴収で納付します。 <small>※普通徴収の全額(1期分から)特別徴収へ切替を希望する場合は0と記入してください。</small>	<input type="checkbox"/> 新年度からの特別徴収を希望 <small>↑ 現年度は全額本人が普通徴収で納付し、新年度からの特別徴収としたい場合にチェックを記入してください。</small>
--	--

- ◎申請時に既に納期限を過ぎている普通徴収分、過年度の普通徴収分は特別徴収への切替ができません。
その普通徴収分は納付書で納付いただきますよう、ご本人にお伝えください。
- ◎二重納付防止のため、伊丹市からご本人宛に送付した普通徴収の未使用の納付書を同封してください。

[注意事項]

1. 特別徴収の開始月は、本書到着の翌月以降の月を伊丹市が指定します。(原則、毎月10日までに届いたものは届いた月の翌月、11日以降に届いたものは届いた月の翌々月が特別徴収開始月となります)
※年度最初の6月分からの特別徴収への切替については4月10日までに届いたものを反映します。(4月11日以降6月10日までに届いたものは7月分から開始となります。)
2. 月割額は、「特別徴収税額の決定・変更通知書」にてご確認ください。伊丹市から月割額の電話連絡は行いません。
3. 本書の受付時点で他の事業所が特別徴収先である場合は、他の事業所からの異動届出書を受理後に切替します。
4. 給与所得者が所得を未申告の場合は、所得の申告をされた後に切替します。

市処理欄	
納付書添付 (1・2・3・4・随)	
口座振替(有・無)	
入力	審査

○ 給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例制度について

- 1 この特例は給与の支払を受ける者の人数が常時に10人未満である特別徴収義務者に適用されます。
「常時に10人未満」というのは、常には10人を満たないということであって、多忙時期等においては臨時に雇い入れたものがある場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- 2 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与及び退職手当等について特別徴収した税額は次に掲げる期限までに納入してください。
6月から11月徴収分 12月10日
12月から翌年5月徴収分 翌年 6月10日
(この日が日曜日又は祝日のときはその翌日、又は、この日が土曜日に該当するときは原則としてその翌々日になります。)
- 3 滞納や著しい納付及び納入遅延をしているような場合には、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けましても滞納や納付及び納入が遅延しますと、この特例の承認を取消されることがあります。
- 4 この特例の承認を受けた者は、その者から給与の支払を受ける者が常時10人以上となるなど要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届け出てください。

○ 申請書の書き方

- 1 「申請者」欄は法人の場合は所在地及び名称を、個人の場合はその住所及び氏名を記入してください。
- 2 「①」欄には特例の適用の開始を希望する年月を記入してください。
- 3 「②」の欄にはこの申請書を提出された日前6か月間における雇用別、月別の給与（賞与等も含む）の支給人員及び支給金額を記入してください。
- 4 「③」「④」「⑤」の欄には該当に応じて記入してください。

特別徴収義務者の名称・所在地変更届出書

年 月 日 伊丹市長 宛	特別 徴 収 義 務 者	フリガナ		特別徴収義務者指定番号																		
		名 称		個人番号又は法人番号																		
		所 在 地	〒			担 当 者	係 名															
							氏 名															
						電 話 番 号																

変 更 理 由	1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 送付先変更 4. 合併 5. その他 ()														
変 更 年 月 日	年 月 日					※4、5については備考欄も記入してください。									

事 項	変 更 前	➔	変 更 後
特別徴収義務者指定番号			
個人番号又は法人番号			
フリガナ			
名 称			
フリガナ			
所 在 地	〒		〒
フリガナ			
送 付 先	〒		〒
備 考	※合併・給与事務統合等の場合は詳細の記入をお願いします。(記載例：AとBが合併しCを設立、等)		

- 合併・給与事務統合により給与支払者の個人番号又は法人番号が変わる場合は、特別徴収義務者指定番号が変わるため、本紙と併せて「給与所得者異動届出書」の提出が必要です。
- 特別徴収義務者指定番号が変わらなければ、納入書はそのまま使用できます。

市 処 理 欄	入 力	審 査

変更事項のみご記入ください。必ず、フリガナの記入をお願いします。



退職手当等に係る 市民税 特別徴収税額納入内訳書

特別徴収義務者指定番号

伊 丹 市 長 宛		年 月 分		納入年月日 年 月 日		特別徴収義務者の所在地・名称（氏名）								
年 月 日 提出		納入税額 円		人員 人										
退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名		退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数				※退職手当等の支払金額		※退職所得の金額		徴収された税額		退職の区分		
住所 氏名 (役職名)	通算勤続期間		自	年	月	日	年	円	円	市民税	円	合計	円	普通・障害
	うち特定役員等勤続期間	有無	自	年	月	日	年							
	うち重複勤続期間	有無	自	年	月	日	年							
住所 氏名 (役職名)	通算勤続期間		自	年	月	日	年	円	円	市民税	円	合計	円	普通・障害
	うち特定役員等勤続期間	有無	自	年	月	日	年							
	うち重複勤続期間	有無	自	年	月	日	年							
住所 氏名 (役職名)	通算勤続期間		自	年	月	日	年	円	円	市民税	円	合計	円	普通・障害
	うち特定役員等勤続期間	有無	自	年	月	日	年							
	うち重複勤続期間	有無	自	年	月	日	年							
住所 氏名 (役職名)	通算勤続期間		自	年	月	日	年	円	円	市民税	円	合計	円	普通・障害
	うち特定役員等勤続期間	有無	自	年	月	日	年							
	うち重複勤続期間	有無	自	年	月	日	年							
住所 氏名 (役職名)	通算勤続期間		自	年	月	日	年	円	円	市民税	円	合計	円	普通・障害
	うち特定役員等勤続期間	有無	自	年	月	日	年							
	うち重複勤続期間	有無	自	年	月	日	年							

(記入方法等は裏面をご覧ください。)

※ 上段は特定役員退職手当等以外の退職手当等の金額、下段は特定役員退職手当等の金額をご記入ください。

- この納入内訳書は、給与所得異動届出書と併せてご提出ください。
- 退職所得控除額控除後の金額が0円の方については、この納入内訳書を提出する必要はありません。

3 この納入内訳書の各欄には、次により記入してください。

- 「退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名」欄の住所は、退職手当等の支払を受ける年の1月1日現在の住所を記入してください。
なお、その後において住所が変わっているときは、異動後の住所を()書きしてください。
- 「役職名」欄には、会社その他の法人の取締役、監査役、理事、監事、清算人、その他の役員又は相談役若しくは顧問などである場合にその役職名を記入してください。
- 「退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間及び勤続年数」欄には、「退職手当等の支払金額」欄に記載した退職手当等について、退職所得控除額の計算の基礎となった勤続期間と勤続年数を記入してください。勤続年数に1年未満の端数があるときは、これを1年とします。
- 「退職手当等の支払金額」欄には、特別徴収税額を徴収された退職手当等の支払金額(所得税及び市民税・県民税などを差し引く前の金額)を記入してください。

4 退職手当等の支払を受ける者が、本年中又は前年以前4年以内に支払の確定した退職所得の支払を受けたことがある場合には、「退職所得申告書」の写しを添付してください。

この用紙が不足する場合は、表面のみコピーしてご使用いただくか、伊丹市ホームページよりダウンロードしてください。

- ※1「勤続年数」とは、「一般勤続期間」と「短期勤続期間」または「特定役員等勤続期間」の年数(1年未満の端数は1年に切り上げます。)をいいます。
- ※2「勤続年数」とは、短期退職手当等と特定役員退職手当等に係る勤続期間の年数(1年未満の端数は1年に切り上げます。)をいいます。
- ※3イ②の「重複勤続年数(全重複期間を除く期間により計算した年数)」とは、特定役員等勤続期間と短期勤続期間との重複期間および特定役員等勤続期間と一般勤続期間との重複期間から下記※4の全重複期間を除いた期間の年数(1年未満の端数は1年に切り上げます。)をいいます。
- ※4「重複勤続年数(全重複期間により計算した年数)」とは、全重複期間(特定役員等勤続期間、短期勤続期間および一般勤続期間が重複している期間をいいます。)により計算した年数(1年未満の端数は1年に切り上げます。)をいいます。
- ※5ロ②の「重複勤続年数(全重複期間を除く期間により計算した年数)」とは、短期勤続期間と特定役員等勤続期間との重複期間および短期勤続期間と一般勤続期間との重複期間から上記※4の全重複期間を除いた期間の年数(1年未満の端数は1年に切り上げます。)をいいます。

退職所得控除額の計算

退職所得の種類・勤続年数	退職所得控除額	
勤続年数20年以下で一般退職手当等のみ、短期退職手当等のみまたは特定役員退職手当等のみの場合	40万円×勤続年数(最低80万円) A	障がい者になったことに直接起因して退職された場合は、左記により計算した金額に100万円を加算します。
勤続年数20年超で一般退職手当等のみの場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年) B	
一般退職手当等と短期退職手当等がある場合	(イ) 短期退職所得等控除額 次の①+② ①40万円×(短期勤続年数-重複勤続年数) ②20万円×重複勤続年数 (ロ) 一般退職所得等控除額 A (※1)または B (※1)から上記(イ)を控除した残額	
一般退職手当等と特定役員退職手当等がある場合	(イ) 特定役員退職所得等控除額 次の①+② ①40万円×(特定役員等勤続年数-重複勤続年数) ②20万円×重複勤続年数 (ロ) 一般退職所得等控除額 A (※1)または B (※1)から上記(イ)を控除した残額	
短期退職手当等と特定役員退職手当等がある場合	(イ) 特定役員退職所得等控除額 次の①+② ①40万円×(特定役員等勤続年数-重複勤続年数) ②20万円×重複勤続年数 (ロ) 短期退職所得等控除額 40万円×勤続年数(※2)から上記(イ)を控除した残額	
一般退職手当等、短期退職手当等および特定役員退職手当等がある場合	(イ) 特定役員退職所得等控除額 次の①+②+③ ①40万円×(特定役員等勤続年数-重複勤続年数(②の年数+③の年数)) ②20万円×重複勤続年数(全重複期間を除く期間により計算した年数(※3)) ③14万円×重複勤続年数(全重複期間により計算した年数(※4)) (ロ) 短期退職所得等控除額 次の①+②+③ ①40万円×(短期勤続年数-重複勤続年数(②の年数+③の年数)) ②20万円×重複勤続年数(全重複期間を除く期間により計算した年数(※5)) ③13万円×重複勤続年数(全重複期間により計算した年数(※4)) (ハ) 一般退職所得等控除額 A または B から上記(イ)および(ロ)を控除した残額	

(個人事業主用)

(郵便局指定通知書)

市民税 県民税 納入申告書											
伊丹市長宛										(受付印)	
年 月 日提出											
年 月分				人員		人					
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別 徴収 税額	市民税										
	県民税										
(特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地											
氏名又は 名称											
個人番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入につ いて申告します。											
(個人事業主の特別徴収義務者で退職手当等に係る所得 割を納入する場合はこの納入申告書を使用してくださ い。)											

キ
リ
ト
リ

年 月 日

郵便局長 様

伊丹市長

郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・
県民税・森林環境税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので通知
します。

- 口座番号 01120-5-960072
- 加入者の名称 伊丹市会計管理者
- 取りまとめ局 〒539-8794
大阪貯金事務センター

〈納期限〉

徴収月	納期限
令和8年 6月分	令和8年 7 / 10
7月分	8 / 10
8月分	9 / 10
9月分	10 / 13
10月分	11 / 10
11月分	12 / 10
12月分	令和9年 1 / 12
令和9年 1月分	2 / 10
2月分	3 / 10
3月分	4 / 12
4月分	5 / 10
5月分	6 / 10

〈納入場所〉

- 三井住友・京都・池田泉州・みなど・徳島大正銀行の各銀行の本店・支店
 - 大阪シティ信用金庫・北おおさか信用金庫・播州信用金庫・尼崎信用金庫・近畿労働金庫・兵庫六甲農業協同組合の本店・支店
 - 兵庫ひまわり信用組合の伊丹支店・尼崎支店
 - 伊丹市役所会計室及び支所・分室・人権啓発センター・くらしのプラザ
 - 近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局（ゆうちょ銀行・郵便局では納期限を過ぎた税金は取り扱いしません。）
- ※近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局には最初の納入の際、郵便局指定通知書を納入書と一緒に提出してください。
- 令和8年4月1日現在

【納入場所についてのお問合せ先】

伊丹市 徴収課 TEL：072-784-8025（直通）
FAX：072-780-2453

納付方法は電子納付システム「共通納税システム」が便利です。
詳しくはインターネットにて「共通納税」でご検索ください。

事業主の皆様へ

兵庫県と県内すべての市町からの重要なお知らせです

兵庫県と県内すべての市町は、**個人住民税**の**特別徴収**を**徹底**しています。

- 特別徴収未実施の事業主の方を原則として特別徴収義務者に指定させていただきます。
- 既に特別徴収を実施している事業主の方も、普通徴収としている従業員の方がいる場合、特別徴収させていただきます。
- 普通徴収切替理由書の提出がない場合も、特別徴収とさせていただきます。

【特別徴収義務者に指定する対象者（事業主）】

所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者。

ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に次の略号を記載願います。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- d 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）

※ 従業員の方が常時10人未満の事業主の場合、申請により年12回の納期を年2回とする制度があります。詳しい制度内容は10ページをご参照ください。